

7 建 災 防 技 発 第 626 号
令 和 7 年 12 月 5 日

建設業労働災害防止協会
都道府県支部事務局長 殿

建設業労働災害防止協会
専務理事
(公印省略)

改正労働安全衛生法説明会の開催に伴う協力依頼について

標記につきまして、改正労働安全衛生法説明会の開催について、厚生労働省より受託した吉本興業株式会社から、協力依頼がありました。

つきましては、別添のとおり説明会の開催案内チラシをお送りいたしますので、内容を了知の上、支部会員事業場等に対して、適宜、周知くださいますようお願いいたします。

令和7年11月17日

関係各位

厚生労働省
労働基準局 安全衛生部安全課
(受託者：吉本興業株式会社)

改正労働安全衛生法説明会の開催に伴う協力依頼について

労働安全衛生対策の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

厚生労働省におきましては、個人事業者等を含む多様な就業形態における安全衛生対策の一層の推進を図る目的とする「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」の施行に向け、全国13都市およびオンラインにて説明会を開催する運びとなりました。

つきましては、説明会の趣旨をご理解いただき、関係機関及び傘下の団体等に対する周知等格段のご協力を賜れますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、同封いたしました、説明会の開催案内チラシをご活用いただけますと幸いです。
説明会の参加は、下記URLまたは二次元コードより、事前の参加申込をお願いします。

記

URL：https://mhlw-anzen-eisei-r7.peatix.com/events/?utm_source=letter

※ Peatixのページにアクセス

申込先二次元コード：



(担当者連絡先)

所属 吉本興業株式会社

氏名 ジャヤティラカ・ビレンドラ

電話番号：03-3209-8201

メールアドレス birendre@yoshimoto.co.jp

個人
農家

個人事業者のみなさん、 安心してください、 “安全”見えてますよ！

木工

ITフリーランス

軽貨物
配送員

美容師

改正労働安全衛生法説明会

事業者の皆様や、労働者と同じ場所で働く個人事業者の
皆様に関する労働安全衛生法が改正されました。

参加登録は
こちらから



2025.12.16(火)

東京・新宿区
新宿文化センター

2026.1.13(火)

北海道・札幌市
北海道立道民活動
センターかでる2・7

2026.1.14(水)

北海道・旭川市
旭川市民文化会館

2026.1.16(金)

宮城・仙台市
仙台市戦災復興記念館

2026.1.26(月)

石川・金沢市
石川県地場産業
振興センター

2026.1.27(火)

愛知・名古屋市
東桜会館

2026.1.29(木)

大阪・大阪市
コミ協ひがしなり
区民センター

2026.1.30(金)

兵庫・神戸市
神戸地方合同庁舎
(第4共用会議室)

2026.2.2(月)

広島・広島市
広島合同庁舎
(大会議室)

2026.2.3(火)

愛媛・松山市
愛媛県民文化会館

2026.2.5(木)

福岡・福岡市
福岡国際会議場

2026.2.17(火)

沖縄・那覇市
沖縄ラフ&
ビース専門学校

ゲストで
登場！

2026.2.19(木)

東京・渋谷区
東京ウィメンズプラザ

在宅ワーク疲れ
“見えない過労”
からどう守る？

改正の主なポイント

注文者による配慮

全業種に

注文者が仕事を注文する際、作業期間、納期等、注文先の仕事の安全衛生を損なう条件とならないように配慮しなければならないという責務が、全ての注文者に適用されることを明確化。

R7(2025).5.14施行

個人事業者等自身による措置

義務化

労働者と同一場所で作業する個人事業者等に以下を義務化。

- 構造規格・安全装置を具備した機械の使用
- フォークリフトなどの機械の定期自主検査の実施
- アーク溶接など危険・有害業務に従事する際の安全衛生教育の受講

R9(2027).4.1施行

元方事業者等の措置

対象拡大

混在作業現場における元方事業者による統括的な安全衛生管理の対象が、自社及び関係請負人の労働者だけでなく個人事業者等を含む同一場所で働く全ての作業従事者に拡大。このほか、設置した機械等を請負人に使用させる場合の規制や機械等の貸与、建築物の貸与などに関する規制についても、対象を個人事業者等や労働者以外の作業従事者に拡大。

R8(2026).4.1施行

業務上災害報告制度の創設

新設

個人事業者等の業務上災害について、厚生労働省への報告制度を新設（原則、電子申請）

R9(2027).1.1施行

参加登録は
こちらから



作業場所管理事業者による作業間の連絡調整等

義務化

作業場所を管理する事業者※1に対し、当該場所で危険・有害な業務※2等が行われる際に当該場所で作業を行う関係者間の連絡調整等の措置を義務化。

※1 仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するもの
※2 自社又は請負人に係る作業従事者による作業

R9(2027).4.1施行

4、5の制度の詳細は今後、厚生労働省令にて規定

全国13都市・オンラインにて説明会を開催

2026.2.19

東京・渋谷区 東京ウィメンズプラザ

ゲストで登場!



14:00~16:00 木 在宅ワーク疲れ “見えない過労” からどう守る?

14:00~16:00
2025.12.16 火

東京 新宿区 新宿文化センター
東京の現場をもっと安全に!
元請・下請ができること

14:00~16:00
2026.1.13 火

北海道 札幌市北区 北海道立道民活動センター
冬の職場をどう守る?
雪・氷との付き合い方と安全対策

14:00~16:00
2026.1.26 月

石川 金沢市 石川県地場産業振興センター
災害復旧の現場で安全をどう守る?

14:00~16:00
2026.1.27 火

愛知 名古屋市中村区 東桜会館
あなたの職場にある危険!
化学物質と機械の安全管理

14:00~16:00
2026.2.2 月

広島 広島市中区 広島合同庁舎(大会議室)
立場を超えてつながる造船現場の安全の輪をどう作る?

14:00~16:00
2026.2.3 火

福岡 松山市 愛媛県民文化会館
造船の現場を守る!
安全第一のモノづくりとは?

14:00~16:00
2026.2.5 木

福岡市博多区 福岡国際会議場
荷物だけじゃない。
人の安全を運ぶ物流現場の実現

14:00~16:00
2026.1.16 金

宮城 仙台市青葉区 仙台市戦災復興記念館
農業現場の安全をどう守る?

14:00~16:00
2026.1.30 金

兵庫 神戸市中央区 神戸地方合同庁舎
安全を運ぶ時代へ。
(第4共用会議室)
物流現場の安全最前線

11:00~13:00
2026.2.17 火

沖縄 那覇市 沖縄ラフ&ビース専門学校
観光を支える人を守る!沖縄の職場に
必要な安全と健康管理